

野田都市計画事業次木親野井特定土
地区画整理事業施行に関する条例を廃
止する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第16号

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成15年野田市条例第78号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（野田市特別会計条例の一部改正）
- 2 野田市特別会計条例（昭和39年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条を削る。
第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条の見出し及び条名を削る。
（野田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による改正前の野田市特別会計条例第1条第3号の野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計の令和5年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。